

福祉委員とは？

【設置目的】

住民の参加により、きめ細かく地域住民の福祉ニーズ・情報を把握し、地域福祉の推進を図るために福祉委員を設置する。

【期待される役割】

1、集落の住民や民生委員等と連携し、地域福祉活動に努める

① 実践する

- 例) ○ 見守り・声かけ活動の推進
○ 自治会内の実情の把握と福祉課題の発見
(ひとり暮らし高齢者世帯、介護や子育て等で困りごとを抱えている世帯 など)

② 連絡する

- 例) ○ 発見した福祉課題の情報を専門機関等へつなぐ
(地区の担当民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会、町役場 など)

③ 伝える

- 例) ○ 福祉情報を必要としている人へ伝える
○ 社会福祉協議会からの福祉情報などを自治会に伝え、福祉の啓発・普及をする

2、社協活動への参加や、福祉財源確保への協力

- 例) ○ 町社協の各種行事(町社会福祉大会、健康・福祉まつり、ボランティア研修など)や、地域福祉推進委員会、支部社協が各地域で取り組む活動への参加協力
○

町社会福祉協議会 会費 (5月)	など、福祉活動の財源確保への協力
日本赤十字社 会費 (5月)	
赤い羽根 共同募金運動 (10月)	

3、各地域の実情を踏まえ、目的達成に必要な活動を行う

- 例) ○ 「福祉についてのお話の会」、「小地域ふれあいサロン」の開催など、自治会の実情に応じた福祉活動への取り組み



まんのう町社会福祉協議会

〒769-0313 まんのう町生間 415 番地 1

TEL : 0877-77-2991 FAX : 0877-77-2992

E-MAIL : manno-syakyo@mg.pikara.ne.jp

福 祉 委 員 規 程

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第1条に定めている目的を達成するため、各単位自治会に福祉委員（以下「委員」という。）を設置し、それに関して必要な事項を定めるものとする。

（役 割）

第2条 委員の役割は、次のとおりとし地域福祉の推進に努めるものとする。

- (1) 集落の住民や担当民生委員等と連携し、地域福祉活動（見守り・声かけ）に努める。
- (2) 本会会費および共同募金等への協力や本会の事業に参加する。
- (3) その他、各地域の実情を踏まえ、目的達成に必要な活動を行う。

（委員の選出及び員数）

第3条 委員は、各単位自治会の中で選出する。

- 2 委員の数は、単位自治会の実情に応じて1名以上を選出し、うち1名を福祉委員代表とする。
- 3 単位自治会の代表者は、選出した福祉委員及び福祉委員代表を本会会長へ届けるものとする。

（任 期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（組 織）

第5条 委員は、地域の実情に応じ地区自治会を単位とした福祉委員会（仮称）を組織することができる。

（雑 則）

第6条 この規程に定めのない事項について必要あるときは、会長がこれを定める。

（附則）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（附則）

この規程は、平成29年2月16日から施行する。